

平成21年（行コ）第213号

八ッ場ダム公金支出差止等（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤洋子ほか37名

被控訴人 東京都水道局長ほか4名

証拠申出書（治水関係）

平成24年8月

2日

東京高等裁判所 民事第5部御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明 代

同 大 川 隆 司 代

同 羽 倉 佐 知 子 代

同 只 野 靖 代

同 土 橋 実 代

同 西 島 和 代

同 谷 合 周 三

同（復） 島 昭 宏 代

第1 八ッ場ダムの洪水調節効果の減衰についての証人

1 人証の表示

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課長 荒川 泰二（呼出90分）

2 証すべき事実及び人証の必要性

- (1) 証人は、現在、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長の職にあり、関東地方の河川計画を統括する責任者である。
- (2) 控訴人らは、利根川治水計画のベースになっている昭和22年のカスリーン台風洪水の再来に対して治水基準点「八斗島」（群馬県伊勢崎市）での八ッ場ダムの治水効果が国土交通省の計算でもゼロであること、さらに、最近60年間で最大の洪水である平成10年洪水について観測流量から計算すると、八ッ場ダムの治水効果は八斗島地点でわずかであって、八ッ場ダムは利根川の治水対策として意味を持たないことを明らかにしてきた。以上は治水基準点「八斗島」での効果であるが、最近になって国土交通省の報告書に、八斗島地点から下流部に行くほど、八ッ場ダムの洪水調節効果が顕著に減衰していく計算結果が示されていることが示された。
- (3) 平成22年10月から国土交通省関東地方整備局により、八ッ場ダム事業の検証が行われた。ダム事業者自らの検証であり、第三者機関による検証ではない。この検証結果は「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書 平成23年11月 国土交通省関東地方整備局」（甲54号証、以下、「八ッ場ダム検証報告」という。）として関東地方整備局のホームページ等で公開されている。
- (4) この検証では治水に関して様々な計算が行われた。その計算の元資料の開示を求めたところ、今年5月になってようやく、元資料である委託調査報告書「H23 利根川上流はん濫解析及び被害軽減方策検討業務報告書、平成24年3月、

パシフィックコンサルタンツ株式会社（甲55号証）」が開示された。

(5) この開示資料を分析したところ、東京都にとっては、八ッ場ダムは意味を持たない河川施設であると思われる。その要点は次のとおりである。

- ① 八ッ場ダム事業検証の治水の計算は八ッ場ダム案が有利となる前提で行われたものであるが、そのような計算であっても、八ッ場ダムの治水効果が下流に行くほど顕著が減衰する結果が得られている。
- ② 八ッ場ダム検証報告では、八斗島地点において八ッ場ダムの洪水調節効果が大きいという計算結果のみが示され、それ以外のデータが示されていないので、八ッ場ダムがない場合に果たしてどのような状況になるのか、また、八斗島地点の効果が利根川下流部・江戸川までどの程度維持されるかは全く不明である。
- ③ 八ッ場ダム検証報告では八ッ場ダムがどこまで必要なものであるのかの詳細が明らかにされていないので、報告の元資料である委託調査報告書の開示を求めたところ、ようやく今年5月になってその資料が開示された。
- ④ その資料を分析したところ、この計算は、八ッ場ダム事業の検証で八ッ場ダム案が最有力案になるように、条件をつくって行われたものであるが、それでも八ッ場ダムの治水効果が計算上もきわめて限定的であることが判明した。
- ⑤ 計算上、八ッ場ダムの治水効果が大きいのは渡良瀬川合流点より上流までで、そのあとは下流に行くにつれて次第に小さくなっていく。利根川の取手付近下流や江戸川では渡良瀬川合流点より上流の1/10程度にまで落ち込んでいる。
- ⑥ ダムの治水効果の減衰は河道貯留効果といわれる現象によるものである。河道貯留効果により、ダムによる洪水ピークカット量は下流に行くほど小さくなる。
- ⑦ 利根川の目標洪水流量 $17,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ （八斗島地点）という前提で行った

国土交通省の計算で、八ッ場ダムがない場合における対応不足流量を求めてみると、利根川下流部、江戸川ではかなり小さくなり、江戸川では40～160 m³/秒で、大半の洪水は40～90 m³/秒である。

⑧ 江戸川における40～90 m³/秒の超過が洪水位としてどの程度の高さになるかを考えてみると、川幅500m、流速3m/秒とすれば、40～90 m³/秒の超過は3～6cmに過ぎない。この超過がもし問題であるとするれば、河床の掘削深さを3～6cm増やすだけのことであり、現実に十分に対応することが可能である。

⑨ さらに、八ッ場ダムの効果は下流に行くほど減衰するから、江戸川について見れば、40～160 m³/秒は江戸川の上流部での数字であり、東京都が面する江戸川下流部ではこれよりかなり小さくなるから、東京都にとって八ッ場ダムが意味のない施設となると思われる。

以上にもかかわらず、国は、東京都に対して、東京都に「著しい利益」があることを前提に、建設負担金の納付を命じている。

よって、同証人に対して、上記報告書の作成経緯とその結果について確認するとともに、この調査結果から、どのような理由で、東京都に「著しい利益」があるかと判断したのか尋問し、その判断に根拠がないことについて立証する。

3 尋問事項

追って提出する。

第2 「著しい利益」がないことについての証人

1 人証の表示

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

証人 東京都建設局河川部長 飯塚 政憲 (呼出90分)

2 証すべき事実及び人証の必要性

(1) 証人は、現在、東京都建設局河川部長の職にあり、東京都の河川行政全般を統括する責任者である。

(2) 被控訴人は、八ッ場ダム建設事業の治水に係る費用の負担金は、「国土交通大臣が行う河川の管理により、同法60条1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合に、当該利益を受ける都府県に負担させるものであるが(同法63条1項)、当該都府県が著しく利益を受けるか否かは、国土交通大臣に判断権限があり、都府県に判断権限はない。」(原審被告準備書面(9)3頁)、「被告都知事は国土交通大臣のなした納付命令を是正する権限を有していないのであるから、被告都知事には、上記納付命令を前提として、これに伴う所要の財務会計上の措置を採るべき義務がある。」(原審被告準備書面(3)12頁)などと、主張している。

しかしながら、国土交通大臣から河川法に基づく治水負担金の納付通知が来るのは、各都県が下記①～③のとおり、河川法第63条に基づく費用負担および八ッ場ダムの治水分の費用負担について同意の意見を述べているからであって、この費用負担は、国土交通大臣の一方的な判断で決められたものではない。そして、河川法第63条などに基づく「国が都県の意見を聞く」は協議と同じ意味と解されることは、国会の質疑でも明らかにされているところである(甲B35号証)。

そして、現に東京都は、国に対して、以下のとおり意見を述べている。

① 利根川水系工事実施基本計画の改定時に費用負担率に同意〔1980(昭和55)年度〕(甲B36号証)

利根川水系工事実施基本計画の改定時に直轄河川改修費および利根川上流多目的ダム建設費用の負担率が変更され(甲B36号証の1)、そのとき

に關係都県知事が同意の意見を述べている（甲B36号証の2）。

- ② ハッ場ダム基本計画変更時に、河川法に基づく費用負担に同意〔2003（平成15）年度〕（甲B37号証）

次に述べるハッ場ダム基本計画の変更時にも、河川法に基づく費用負担率について照会を受け（甲B37号証の1）、關係都県知事が同意の意見を述べている（甲B37号証の2）。なお、これは、ハッ場ダムに流水の正常な機能の維持の目的が加わったことによって、費用負担率の変更が生じたことによるものである。

- ③ ハッ場ダム基本計画の策定および変更への同意〔1985（平成7）年度、2003（平成15）年度〕

ハッ場ダム基本計画の策定時〔1985（平成7）年度〕および基本計画の変更時〔2003（平成15）年度〕に、關係都県は議会の議決を経て（治水分の費用負担も含めて）、同意の意見を述べている（特定多目的ダム法第4条4項）。

従って、東京都においては、当然、本件ハッ場ダム建設により、「著しく利益を受ける」かどうかを検討判断したうえで、上記の各意見を述べているはずであり、その検討判断をした担当部局が、建設局河川部である（甲8～甲11）。

しかし、被控訴人は、東京都内部の上記検討内容について、未だ全く明らかにしていない。

- (3) さらに、国土交通大臣が、ハッ場ダムに関する治水負担金を東京都に負担させることができるのは、河川法63条1項に基づき、ハッ場ダム建設によって、東京都が「著しく利益を受ける場合」に限られ、その費用負担額は、その「受益の限度」に限られる。

ところが、控訴人らが既に主張しているとおり、東京都を含む流域各都県には、ハッ場ダムの建設による著しい治水上の利益がない。

従って、2007年12月11日付け原審原告準備書面（17）で主張したとおり、被控訴人東京都知事には、河川法63条に違反する大臣の納付命令に拘束されることはなく、むしろ、地方財政法25条3項に基づき、東京都には何らの利益もない巨額の八ッ場ダム建設負担金の支払を拒否すべき義務がある。

この支払拒否権を行使しないままに、大臣の納付命令に応じて、漫然と支出決定を行うことは、地方財政法4条に違反する行為であり、従って、財務会計法規上の義務（地方自治法138条の2に規定する誠実執行義務）違反にあたる。

そこで、大臣からの納付命令に対して、東京都が、これに応じて支出を決定した際に、東京都内部において、当該納付命令が、河川法63条の要件を充足しているか否かについて、いかなる検討判断をしたのかが明らかにされなければならない。

(4) さらに、控訴人準備書面(14)記載のとおり、国土交通省関東地方整備局が作成・提出した「八ッ場ダム検証報告」（甲B54号証）によれば、八ッ場ダムの洪水調節効果は下流に行くほど減衰し、東京都にとっては、効果が乏しいことが示されている。同検証報告を受けても、東京都が従前の判断を改めない理由は何か、その詳細を確認する必要がある。

(5) 以上から、同証人をもって、負担金額が著しく増額することとなる計画変更等に対する都の意見や、大臣からの納付命令に対する都の対応方針を決定する際の、東京都内部における検討判断の内容等を明らかにし、本件八ッ場ダムによって東京都が著しい利益を受けることがないことについて立証する。

3 尋問事項

追って提出する。

以上